

人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する 中間試案

第1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律

1 婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告（注4）の住所（注5）が日本国内にあるとき
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注6）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、婚姻・離婚に関する訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有しているとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき（注8）

（注1）単位事件類型としての「婚姻・離婚に関する訴え」とは、婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第1号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

なお、婚姻・離婚に関する訴えのうち、離婚の訴えに特有の規律を設ける必要があ

るか否か及びその内容について、引き続き検討する。

(注2) 婚姻・離婚に関する訴えのうち、婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地にも管轄を認めるか否かにつき、引き続き検討する。

(注3) 【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

(注4) 第三者の提起する婚姻取消しの訴え（民法第744条第1項等）など、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告が複数存在する場合（人事訴訟法第12条第2項参照）については、後記第2の2の併合管轄に係る①の規律で対応することを想定している。

(注5) 【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注6) 【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注7) 【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(注8) 【乙案】③は、第三者の提起する婚姻取消しの訴えなど、身分関係の当事者以外の者が訴えを提起する場合を想定した規律である。このような規律の要否は、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえて、引き続き検討する。

2 財産分与事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、財産分与事件（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）（注3）（注4）

- ① 相手方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、申立人の住所が日本国内に〕あるとき（注6）
- ③ 当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、申立人の住所が日本国内にあるとき

- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、相手方の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、財産分与事件については、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注7）
② 当事者双方が日本の国籍を有しているとき

（注1）単位事件類型としての「財産分与事件」とは、財産の分与に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第二の4の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）婚姻の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴えについて、婚姻挙行地の管轄を認める場合（前記1の（注2）参照）には、婚姻挙行地を管轄原因とする必要があるかにつき、引き続き検討する。

（注3）財産所在地にも管轄原因を認めるか否か及び認めるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（相手方が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注5）【甲案】①については、相手方の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、相手方の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

（注6）【甲案】②については、申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

（注7）【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることの管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

3 年金分割事件の国際裁判管轄

【甲案】 厚生年金保険法第78条の2第2項に規定する請求すべき按分割合に関する処分の審判事件（注）の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 規定を設けないものとする。

(注) なお、請求すべき按分割合に関する処分（家事事件手続法別表第二の 15 の項）の根拠となる法律の規定が厚生年金保険法第 78 条の 2 第 2 項のみとなるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 63 号）の施行（平成 27 年 10 月 1 日）後であるが、便宜上、現段階でも同規定のみを挙げておく。

4 実親子関係事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注 1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注 2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注 3）が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注 4）（注 5）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。）の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあると

き（注6）

- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「実親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消の訴え、父を定めることを目的とする訴え、実親子関係の存否の確認の訴えをいい（人事訴訟法第2条第2号参照）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

（注5）【甲案】③及び【乙案】②について、当該訴えにかかる身分関係の当事者の一方が日本の国籍を有していれば足りるとするか否かについては、引き続き検討する。

（注6）【乙案】①について、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上であるときに限定するか否かにつき、引き続き検討する。

5 養親子関係事件の国際裁判管轄

(1) 養子縁組の成立を目的とする審判事件

裁判所は、養子縁組の成立を目的とする審判事件（注）について、養親となるべき者又は養子となるべき者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

(注) 単位事件類型としての「養子縁組の成立を目的とする審判事件」とは、養子縁組をするについての許可の審判事件（家事事件手続法別表第一の 61 の項）及び特別養子縁組の成立の審判事件（同法別表第一の 63 の項）をいい（「特別養子縁組」とは養子縁組のうち養子とその実方の血族との親族関係が終了するものである。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(2) 養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本国内にあるとき
- ②一 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が原告である場合において、他の一方が死亡し、その者がその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
二 当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合において、当該身分関係の当事者全てが死亡し、そのうちのいずれかがその死亡の時に日本国内に住所を有していたとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）
- ④ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ⑤ 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方（当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が原告である場合は、その者を含む。）の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「養親子についての身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」とは、養子縁組の無効及び取消しの訴え、協議離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴えをいい（なお、離縁を目的とする訴え（後記(3)）は含まない（人事訴訟法第2条第3号参照）。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、⑤のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

（注4）【甲案】③について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

（注5）【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(3) 離縁を目的とする訴え

【甲案】 裁判所は、離縁を目的とする訴え（注1）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。（注2）

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所（注3）が日本

国内にあるとき

- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内に〕あるとき（注4）
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあるとき
- ④ 原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、離縁を目的とする訴えについて、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該訴えに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき（注5）
- ② 当該訴えに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該訴えに係る身分関係の当事者でない原告の住所が日本国内にあるときであって、当該訴えに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に訴えを提起することが著しく困難であるとき

（注1）単位事件類型としての「離縁を目的とする訴え」とは、離縁の訴えをいい（人事訴訟法第2条第3号参照。なお、後記(4)「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」及び後記(5)「死後離縁を目的とする審判事件」は含まない。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方（被告が行方不明の場合を例示するか否かなど）につき、引き続き検討する。

また、【甲案】においては、後記第2の1で合意管轄又は応訴管轄に関する一般的な規律は設けないとされていることも踏まえ、合意管轄又は応訴管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方につき、引き続き検討する。

（注3）【甲案】①については、当該訴えに係る身分関係の当事者である被告の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、被告の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4)【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である原告の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注5)【乙案】①については、原告が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(4) 特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件

【甲案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件(注1)について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

(注2)

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者(申立人を除く。)の住所(注3)が日本国内にあるとき
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有して〔おり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人(注4)の住所が日本国内に〕あるとき(注5)
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者双方の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、当該申立てに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき
- ④ 申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者(申立人を除く。)の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

【乙案】 裁判所は、特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 当該申立てに係る身分関係の当事者の一方の住所が日本国内にあるとき(注6)
- ② 当該申立てに係る身分関係の当事者双方が日本の国籍を有するとき
- ③ 当該申立てに係る身分関係の当事者でない申立人の住所が日本国内にあるときであって、当該申立てに係る身分関係の当事者の住所がある国の裁判所に申立てをすることが著しく困難であるとき

(注1) 「特別養子縁組の離縁を目的とする審判事件」とは、特別養子縁組の離縁の審判事件(家事事件手続法別表第一の64の項)をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2)【甲案】においては、後記第2の4の一般的な緊急管轄の在り方との関係も踏まえ、④のように、いわゆる緊急管轄に類する規律を設けるか否か及び設けるとした場合の規律の在り方(当該申立てに係る身分関係の当事者(申立人を除く。)が行方不明の場合を例示するか否かなど)につき、引き続き検討する。

(注3)【甲案】①については、当該申立てに係る身分関係の当事者(申立人を除く。)の住所が国内外のどこにも存在しない又は不明である場合、それらの者の居所を管轄原因に付加することにつき、引き続き検討する。

(注4) 日本法では、養子のみがこれに当たる。

(注5)【甲案】②について、当該訴えに係る身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあることを要するか否かについては、引き続き検討する。

(注6)【乙案】①については、申立人が日本に住所を有していることによる管轄原因に関し、その期間が一定期間以上である場合に限定するか否かにつき、引き続き検討する。

(5) 死後離縁を目的とする審判事件

裁判所は、死後離縁を目的とする審判事件(注)について、当該身分関係の当事者である申立人の住所が日本国内にあるとき又は縁組の当事者の一方が死亡の時に日本国内に住所を有していたときは、管轄権を有するものとする。

(注)「死後離縁を目的とする審判事件」とは、死後離縁をするについての許可の審判事件(家事事件手続法別表第一の62の項)をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

6 子の監護又は親権に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、子の監護又は親権に関する審判事件(ただし、子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件を除く。)(注1)について、子の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。(注2)

(注1) 単位事件類型としての「子の監護又は親権に関する審判事件」とは、①子の監護に関する処分の審判事件(家事事件手続法別表第二の3の項)、②養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判事件(同法別表第二の7の項)、③親権者の

指定又は変更の審判事件（同法別表第二の 8 の項）、④親権を行う父又は母とその子との利益が相反する場合における子に関する特別代理人の選任の審判事件（同法別表第一の 65 の項）、⑤第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（同法別表第一の 66 の項。なお、後記 7 において【甲案】を採用する場合は、この単位事件類型からは除外される。）、⑥親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件（同法別表第一の 67 の項）、⑦親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判事件（同法別表第一の 68 の項）、⑧親権又は管理権を辞し、又は回復するについての許可の審判事件（同法別表第一の 69 の項）、⑨親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件（同法別表第一の 132 の項。後記 16(6)参照）をいい（子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判事件については、扶養関係事件として規律を設けることを想定している。）、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注 2）子の監護又は親権に関する審判事件については、同事件について管轄権を有する国において審判がされている場合において、将来、子が外国に行くことが予定されているときに、あらかじめ当該外国においても同内容の審判を得るためにされる申立てについて合意管轄を認めるべきか否かについては、引き続き検討する。

7 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件の国際裁判管轄

【甲案】 裁判所は、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（注 1）について、当該子の住所又は管理の対象となる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする（注 2）。

（注 1）単位事件類型としての「第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件」とは、第三者が親権を行う父又は母に管理させない意思を表示して子に財産を与えた場合におけるその財産の管理に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第一の 66 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注 2）【乙案】を採用する場合、第三者が子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件は、前記 6 に含まれることとなる（前記 6（注 1）⑤参照）。

8 都道府県の措置についての承認等の審判事件の国際裁判管轄（注）

特に規律を設けないものとする。

(注) 単位事件類型としての「都道府県の措置についての承認等の審判事件」とは、都道府県が児童に対する虐待等がある場合にその児童を児童自立支援施設等に入所させたりすることに関する①都道府県の措置についての承認の審判事件(家事事件手続法別表第一の127の項)、②都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判事件(同法別表第一の128の項)をいう。

9 扶養関係事件の国際裁判管轄

裁判所は、夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。)

(注) について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- ① 扶養義務者となるべき者(申立人となる場合を除く。)の住所が日本国内にあるとき
- ② 扶養権利者となるべき者(子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件の場合にあってはその子を監護する者又はその子)の住所が日本国内にあるとき

(注) 単位事件類型としての「夫婦、親子その他の親族関係から生ずる扶養の義務に関する審判事件(ただし、子の監護に要する費用の分担の処分の審判事件を含む。)」

(扶養義務の準拠法に関する法律第1条参照)とは、①扶養義務の設定(家事事件手続法別表第一の84の項)、②扶養義務の設定の取消し(同法別表第一の85の項)、③扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し(同法別表第二の9の項)、④扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し(同法別表第二の10の項)、⑤夫婦間の協力扶助に関する処分(同法別表第二の1の項)、⑥婚姻費用の分担に関する処分(同法別表第二の2の項)、⑦子の監護に要する費用の分担の処分(同法別表第二の3の項)の各審判事件をいい(なお、生活保護法第77条第2項に基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件(家事事件手続法別表第二の16の項)は、含まない。)、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

10 相続に係る審判事件の国際裁判管轄

① 裁判所は、相続に係る審判事件（注1）（注2）について、相続開始の時点における被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には日本国内に最後に住所を有していたとき（ただし、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件にあっては、被相続人の死亡後に申立てをする場合（注3）を除き、被相続人の住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。）は、管轄権を有するものとする。

②（注4）

【甲案】

【甲A案】

裁判所は、相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。ただし、当該日本国内にある財産の価額が著しく低いときを除くものとする（注5）。

【甲B案】

裁判所は、相続財産の保存又は管理に関する処分、財産分離、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分及び遺言執行者の選任の各審判事件について（注6）、遺産に含まれる財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注7）

【乙案】

相続に係る審判事件について、遺産に含まれる財産の所在地に基づく国際裁判管轄に係る特段の規律は設けないものとする。

③ 当事者は、遺産の分割に関する審判事件（注8）について、合意により、日本の裁判所に遺産の分割に関する審判の申立てをすることができることを定めることができるものとする。（注9）

④ 裁判所は、①及び②の規律にかかわらず、推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件（注10）について、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が日本の裁判所に係属しているときに限り、管轄権を有するものとする。

（注1）「相続に係る審判事件」とは、相続の承認及び放棄に関する審判事件（相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、相続財産の保存又は管理に関する処分、

限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理，限定承認の申述の受理，限定承認の場合における鑑定人の選任，限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任及び相続の放棄の申述の受理)，遺産の分割に関する審判事件（遺産の分割，遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分）等（家事事件手続法別表第一の86の項から110の項まで及び133の項並びに同法別表第二の11の項から14の項まで）をいい，外国法において上記各事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 例えば④のように，相続に関する審判事件のうち特定の種類の事件について①の規律の対象から除外することについては，引き続き検討する。(注10)を参照のこと。

(注3) ㉔推定相続人の廃除の審判事件（家事事件手続法別表第一の86の項。被相続人が請求する場合（民法第892条）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第893条）とがある。），㉕推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件（家事事件手続法別表第一の87の項。被相続人が請求する場合（民法第894条第1項）と遺言が効力を生じた後に遺言執行者が請求する場合（民法第894条第2項，第893条）とがある。），㉖遺言の確認の審判事件（家事事件手続法別表第一の102の項。）及び㉗遺留分の放棄についての許可の審判事件（同法別表第一の110の項。相続の開始前の申立てに限られる（民法第1043条第1項参照。））は，いずれも，「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」に当たる。したがって，「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」を「被相続人の死亡後に申立てをする場合」としては，㉔推定相続人の廃除の審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合，㉕推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件について遺言が効力を生じた後に遺言執行者が申立てをする場合及び㉖遺言の確認の審判事件について被相続人の死亡後に申立てがされる場合を挙げることができる。

(注4) ②については，相続に係る審判事件に含まれる事件のうち特定のものの国際裁判管轄に係る【甲B案】のような規律のほか，例えば，相続に係る審判事件のうち，遺産に含まれる財産の管理を内容とする特定の事件類型については，裁判所は遺産に含まれる財産が一定程度，日本国内に所在するときは管轄権を有するものとするなどの明文の規律を設けるものとしつつ，他の事件類型については，明文の規律を設けないものとするなど，【甲A案】，【甲B案】を組み合わせた規律とすることも，引き続き検討する。

(注5) ただし書については，日本の裁判所に管轄権が認められる場合を限定するため，事件と日本との間に管轄が認められるべき密接関連性があるということができるだけ財産が日本国内にあるときに限るものとするなど，その要件の

在り方について、引き続き検討する。

(注6)【甲B案】においては、その審判により又はその審判に続き、遺産に含まれる財産の管理や当該財産に係る鑑定人の選任等、当該財産の管理がされることが想定される事件類型を列挙しているが、列挙する事件の過不足については、引き続き検討する。

(注7)【甲B案】は、当該規律により日本の裁判所に管轄権が認められ、申立ての全部又は一部を認容する審判がされた場合における当該審判について、その効力が日本国内にある財産に限られるか否かは、解釈に委ねることを前提としているが、この点については引き続き検討する。

(注8) 遺産の分割に関する審判事件とは、遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分の各審判事件をいい(家事事件手続法別表第二の12の項から14の項まで)、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注9) 遺産の分割に関する審判事件について合意による管轄を認めるものとする場合、合意の主体、方式等の要件及び付加的要件の要否については、引き続き検討する。

(注10) 推定相続人の廃除の審判又は取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件とは、家事事件手続法別表第一の88の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。具体的には、試案によると、被相続人が、その住所地である日本において推定相続人の廃除の審判の申立てをしたが、同審判事件の係属中に住所を外国へ変更し、外国で死亡した場合は、日本においてのみ、推定相続人の廃除の審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判をすることができる。

(10についての後注) 相続に係る審判事件については、これに含まれる特定の種類の事件の国際裁判管轄につき、④のように、その事件については①及び②の規律の適用を排除し、別途、固有の管轄原因を認める規律ではなく、①及び②の規律の適用に加え、その事件に固有の管轄原因を付加して認めるものとする規律を設けることも考えられる。そのような規律の要否及び設ける場合の具体的内容につき、引き続き検討する(例えば、相続の放棄の申述の受理の審判事件(家事事件手続法別表第一の95の項。外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。))について、裁判所は相続人の住所地が日本国内にあるときも管轄権を有するものとする規律などを設けるべきか否か。)

11 成年後見等に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、成年後見等（注1）に関する審判事件（注2）（三にあっては、後見等開始の審判事件を除く。）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 成年被後見人等（注3）となるべき者又は成年被後見人等の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 成年被後見人等となるべき者又は成年被後見人等が日本の国籍を有するとき
- 三 日本において成年被後見人等について後見等開始の審判があったとき（注4）

（注1）「成年後見等」とは、成年後見、保佐又は補助を指すものとする。

（注2）単位事件類型としての「成年後見等に関する審判事件」とは、後見等開始の審判事件（後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件をいう。家事事件手続法別表第一の1の項、17の項及び36の項。）、後見等開始の審判の取消しの審判事件（後見開始の審判の取消し、保佐開始の審判の取消し及び補助開始の審判の取消しの各審判事件をいう。同法別表第一の2の項、20の項及び39の項。以下、「後見等開始」とは、後見開始、保佐開始又は補助開始を指すものとする。）並びに保護措置に関する審判事件（成年後見人の選任、成年後見人の解任、成年後見監督人の選任、成年後見監督人の解任、成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可、成年被後見人に関する特別代理人の選任、成年後見人又は成年後見監督人に対する報酬の付与、成年後見の事務の監督等の各審判事件並びに保佐人及び補助人についてこれらに相当する各審判事件（同法別表第一の3の項から16の項まで、18の項、19の項、21の項から35の項まで、37の項、38の項及び40の項から54の項まで）をいう。以下同じ。）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。なお、単位事件類型の在り方については、民法や通則法の規定を踏まえ「後見等開始の審判事件」と「保護措置に関する審判事件」とで別の単位事件類型を設けることの是非や、「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と後記12の「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて1つの単位事件類型を設けることの是非について、引き続き検討する。

（注3）「成年被後見人等」とは、成年被後見人、被保佐人又は被補助人を指すものとする。

（注4）三の規律により保護措置に関する審判事件（（注2）参照）について、日本の裁判所に管轄権が認められる場合としては、例えば、日本で後見等開始の審判を

受けた日本の国籍を有する者が、その後、外国へ住所を移し、かつ、日本の国籍を失った場合や、日本で後見等開始の審判を受けた外国人が、その後、外国へ住所を移した場合が考えられる。

(11 についての後注) 後見等開始の審判の取消しの審判事件及び保護措置に関する審判事件の全部又は一部について、試案とは異なり、裁判所は、日本において当該事件に係る成年被後見人等について後見等開始の審判があったときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けるか否かについては、引き続き検討する。

12 未成年後見に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、未成年後見に関する審判事件（注）（三にあっては、未成年後見人となるべき者の選任の審判事件及び未成年後見人の選任の審判事件を除く。）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 未成年被後見人の住所又は居所が日本国内にあるとき
- 二 未成年被後見人が日本の国籍を有するとき
- 三 日本において未成年後見人の選任の審判があったとき

(注) 単位事件類型としての「未成年後見に関する審判事件」とは、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任、未成年後見人の選任、未成年後見人の辞任についての許可、未成年後見人の解任、未成年後見監督人の選任、未成年後見監督人の辞任についての許可、未成年後見監督人の解任、未成年後見に関する財産の目録の作成の期間の伸長、未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、未成年被後見人に関する特別代理人の選任、未成年後見人又は未成年後見監督人に対する報酬の付与、未成年後見の事務の監督、第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分並びに未成年後見に関する管理の計算の期間の伸長の各審判事件（家事事件手続法別表第一の 70 の項から 83 の項まで）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。なお、単位事件類型の在り方については、前記 11 の「成年後見等に関する審判事件」に含まれる事件と「未成年後見に関する審判事件」に含まれる事件を併せて 1 つの単位事件類型を設けるものとする等を含め、引き続き検討する。

(12 についての後注) 未成年後見に関する審判事件について、試案とは異なり、養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任及び未成年後見人の選任の各審判事件に

については、試案の一及び二と同じ規律に服せしめるものとしつつ、未成年後見等に関する審判事件のうち上記各審判事件を除く審判事件の全部又は一部について、裁判所は、日本において、当該事件に係る養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判又は未成年後見人の選任の審判がされたときに限り、管轄権を有するものとする旨の規律を設けるか否かについては、引き続き検討する。

13 任意後見に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、任意後見に関する審判事件（注1）について、任意後見契約の委任者の住所又は居所が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする。（注2）

（注1）単位事件類型としての「任意後見に関する審判事件」とは、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任、任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任、任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任、後見開始の審判等の取消し、任意後見監督人の職務に関する処分、任意後見監督人の辞任についての許可、任意後見監督人の解任、任意後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消し、任意後見監督人に対する報酬の付与、任意後見人の解任並びに任意後見契約の解除についての許可の各審判事件（家事事件手続法別表第一の111の項から121の項まで）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「任意後見に関する審判事件」の国際裁判管轄については、試案の内容のほか、日本において任意後見の登記がされているときにも日本の裁判所に管轄権を認めるものとする考え方や、そもそも特に国際裁判管轄についての規律を設けないものとするべきであるとの考え方、日本法を準拠法とする事件についてのみ規律を設けるべきであるとの考え方についても、引き続き検討する。

14 失踪の宣告の審判事件及び失踪の宣告の取消しの審判事件の国際裁判管轄

- ① 裁判所は、失踪の宣告の審判事件（注1）について、不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。
- ② ①に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権

を有し、それぞれ当該各号に掲げるものについてのみ失踪の宣告をすることができるものとする。

一 不在者の財産が日本国内にあるとき 当該財産

二 不在者に関する法律関係が日本法によるべきときその他法律関係の性質、当事者の住所又は国籍その他の事情に照らして日本に関係があるとき 当該法律関係

③ 裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件（注2）について、失踪の宣告を受けた不在者が、生存していたと認められる最後の時点において日本国内に住所を有していたとき又は日本の国籍を有していたときは、管轄権を有するものとする。

④ ③に規定する場合に該当しないときであっても、裁判所は、失踪の宣告の取消しの審判事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

一 日本において失踪の宣告があったとき

二 失踪の宣告を受けた不在者が現に日本国内に住所を有するとき又は日本の国籍を有するとき

（注1）単位事件類型としての「失踪の宣告の審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の56の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）単位事件類型としての「失踪の宣告の取消しの審判事件」とは、家事事件手続法別表第一の57の項の事項についての審判事件をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

15 不在者の財産の管理に関する審判事件の国際裁判管轄

裁判所は、不在者の財産の管理に関する審判事件（注1）について、不在者の財産が日本国内にあるときは、管轄権を有するものとする（注2）。

（注1）単位事件類型としての「不在者の財産の管理に関する審判事件」とは、不在者の財産の管理に関する処分に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の55の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）審判の効力を、日本国内にある不在者の財産に係る管理に限定するものとするか否かについては、引き続き検討する。

16 その他の家事事件の国際裁判管轄

(1) 戸籍法に規定する審判事件及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての審判事件

【甲案】 戸籍法に規定する審判事件（注）及び民法第 791 条に規定する子の氏の変更についての許可の審判事件の管轄権は、日本の裁判所に専属するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないこととする。

（注）戸籍法に規定する審判事件とは、氏又は名の変更についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 122 の項）、就籍許可に係る審判事件（同法別表第一の 123 の項）、戸籍の訂正についての許可に係る審判事件（同法別表第一の 124 の項）、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服に係る審判事件（同法別表第一の 125 の項）をいう。

(2) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に規定する審判事件」とは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第 3 条第 1 項に基づく性別の取扱いの変更に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 126 の項）をいう。

(3) 生活保護法等に規定する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「生活保護法等に規定する審判事件」とは、生活保護法第 30 条第 3 項に基づく施設への入所等についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 129 の項）及び生活保護法第 77 条第 2 項（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 21 条第 2 項において準用する場合を含む。）に

基づく扶養義務者の負担すべき費用額の確定に係る審判事件（家事事件手続法別表第二の16の項）をいう。

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）は、特定の刑法上の行為を行った者について、心神喪失を理由に不起訴処分又は無罪判決を受けこれが確定した場合及び心神耗弱を理由に不起訴処分又は刑を減軽する旨の確定裁判を受けた場合等に、裁判所が、検察官の申立てを受け、上記の者を医療を受けさせるために入院をさせる旨の決定をすることができる旨等を規定しているところ、退院の許可や医療観察法に基づく医療の終了の申立て等を行うことができる者の一人として保護者を規定し、このような保護者となるべき者及びその順位を定め、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となるが、後見人又は保佐人がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所が利害関係人の申立てによってその順位の変更及び保護者の選任をすることができることとしている（医療観察法第23条の2第2項）。単位事件類型としての「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件」とは、医療観察法第23条の2第2項ただし書及び同項第4号に基づく保護者の順位の変更及び保護者の選任に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の130の項）をいう。

(5) 夫婦財産契約に関する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）単位事件類型としての「夫婦財産契約に関する審判事件」とは、夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の58の項）及び破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等に係る審判事件（同法別表第一の131の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(6) 破産法に規定するその他の審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）破産法に規定するその他の審判事件とは、「親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件」（破産法第 61 条第 1 項において準用する民法第 835 条に基づく、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 132 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。第 1 の 6 参照）及び「破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件」（破産法第 238 条第 2 項（同法第 243 条において準用する場合を含む。）に基づく、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 133 の項）をいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。第 1 の 10 参照）をいう。

(7) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（注）

特に規律を設けないものとする。

（注）中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「中小企業経営承継円滑化法」という。）においては、中小企業の先代経営者の全ての遺留分権利者の合意に基づき、先代経営者が生前贈与等をした会社株式等の財産を、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入せず、又は算入する際の価額を合意時の価額とすることを可能としており（中小企業経営承継円滑化法第 4 条から第 6 条まで参照）、これにより、相続開始後の相続人間の紛争を防止するとともに、相続開始に伴い散逸することとなる財産をある程度予見することを可能とすることで、その後の経営戦略を立案しやすい環境を整え、経営の安定化を通じた円滑な事業の継続を図ることを目指している。この合意が効力を生ずるための手続要件として、経済産業大臣による確認及び家庭裁判所の許可が必要であるとされているところ（中小企業経営承継円滑化法第 7 条及び第 8 条参照）、単位事件類型としての「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件」とは、上記の遺留分の算定に係る合意についての許可に係る審判事件（家事事件手続法別表第一の 134 の項）をいう。

第2 人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方

1 合意管轄・応訴管轄

合意管轄及び応訴管轄(注)に関する一般的な規律は設けないものとする。

(注) 合意管轄とは、当事者の合意により、法定管轄のない国（の裁判所）に管轄を創設することを認める規律（又は合意された国以外の国の法定管轄を排除することを認める規律）を、応訴管轄とは、被告が国際裁判管轄の欠缺を主張することなく本案について応訴した場合に、当該国の管轄権を認める規律を指す。なお、これらに類する規律も含む趣旨である。

2 併合請求（併合申立て）等における管轄権

- ① 一の人事に関する訴えで同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする数個の請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有しないときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする（注1）。
- ② 家事審判の申立てについて、①と同様の措置を採るものとする。（注2）
- ③ 一の訴えで人事訴訟に係る請求と当該人事訴訟の被告に対する当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とをする場合において、日本の裁判所が人事訴訟に係る請求について管轄権を有するときは、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
二 人事訴訟に係る請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴え（当該人事訴訟の当事者以外の者に対するものを除く。）は、既に日本の裁判所に当該人事訴訟が係属する場合にも、日本の裁判所がその訴えの管轄権を有するものとする。
- ④ 離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えと併せて親権者の指定に関する処分についての裁判を行う場合には、日本の裁判所が親権者の指定に関する処分（注3）について管轄権を有しないときであっても、離婚の訴え又は婚姻の取消しの訴えに係る請求について日本の裁判所が管轄権を有するときは、日本の裁判所は、親権者の指定に関する処分についても管轄権を有するものとする（注4）。

(注1) ①に関し、同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする場合以外に、具体的な事案における密接関連性が認められる場合にも併合管轄を認めるべきか否かにつき、引き続き検討する。

(注2) その具体的な内容については、引き続き検討する。

(注3) 子の監護者の指定その他の監護に関する処分、財産分与事件についても併合管轄を認めるべきか否か、認めるとした場合に、類型的に併合管轄を認めるか、事案の内容に着目した関連性を要求すべきかについては、引き続き検討する。

(注4) 諸外国には様々な法制があり得ることを踏まえ、例えば、準拠法が、離婚の裁判を行う際に特定の処分を併せて行うことを必要としている場合に限り、当該裁判の管轄権を有する裁判所は、必要とされている当該処分を行うことができるとの規律とすることも考えられる。このような考え方を採用するか否か、採用する場合、その旨の明文の規定を設けるか否かについては、引き続き検討する。

3 反訴

日本の裁判所が本訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有し、反訴の目的である人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場合には、被告は、本訴の目的である人事訴訟に係る請求と反訴の目的である人事訴訟に係る請求とが同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とするときに限り(注)、本訴の係属する裁判所に反訴を提起することができるものとする。

(注) 各請求が同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とすることに加えて、本訴の目的である請求又は防御の方法と密接に関連する請求を目的とするときにも反訴による管轄権を認めるか否かについては、引き続き検討する。

4 緊急管轄

【甲案】 人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて(注1)、他の国際裁判管轄に関する規定によれば日本の裁判所が管轄権を有しないこととなる場合であっても、日本において訴えを提起し又は申立てをする以外に原告又は申立人の審理及び裁判を受ける権利を実現することが著しく困難であり(注2)、かつ、その訴え又は申立てが日本に関連があるときは、裁判所は、その訴え又は申立てについて、管轄

権を有するものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

(注1) 人事に関する訴えとは、人事訴訟法第2条各号に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えをいい、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

家事審判とは、家事事件手続法別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同法第二編に定める事項についての審判をいい、家事調停とは、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（同法別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）についての調停をいい、それぞれ外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

(注2) 「著しく困難」の考慮要素等を具体的に例示するか否か、例示とした場合の具体的な在り方について、引き続き検討する。

5 特別の事情による訴え（申立て）の却下

裁判所は、人事に関する訴え又は家事審判若しくは家事調停の申立てについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、その訴えの被告又はその申立ての相手方となる当事者の負担の程度、証拠の所在地、その訴え又は申立ての当事者でない未成年の子がいるときはその利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴え又は申立ての全部又は一部を却下することができるものとする。

ただし、訴え又は申立てについて法令に日本の裁判所の管轄権の専属に関する定めがある場合（注）には、上記却下をすることができないものとする。

（注）解釈により日本の裁判所の専属とされる単位事件類型がある場合についても、上記却下はできないものとする。

6 国際裁判管轄の調査方法

裁判所は、日本の裁判所の管轄権に関する事項について、職権で証拠調べをすることができるものとする。

7 管轄決定の標準時

人事に関する訴えにおける日本の裁判所の管轄権は、訴えの提起の時に標準として定めるものとし、家事審判事件又は家事調停事件における日本の裁判所の管轄権は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時又は職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

8 訴え（申立て）の競合

【甲案】 外国の裁判所に係属する事件と同一の事件について、日本の裁判所に人事に関する訴えの提起又は家事審判の申立てがあった場合において、当該外国の裁判所の裁判が承認されることとなると見込まれるときは、日本の裁判所は、申立てにより又は職権で、一定の期間、訴訟手続又は家事審判の手続を中止することができるものとする。

裁判所の上記中止の決定に対しては、当事者（中止を申し立てた当事者を除く。）は、即時抗告をすることができるものとする。

【乙案】 特に規律を設けないものとする。

9 不服申立て

国際裁判管轄に係る裁判についての不服申立ては、終局裁判に対する上訴又は審判に対する抗告によることを前提として、特別の規律を設けないものとする。

10 家事調停事件の国際的管轄

① 裁判所は、離婚及び離縁の訴えを提起することができる事項についての調停事件について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。家庭に関する事件（人事に関する訴訟事件及び家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）（注1）についての調停事件についても、同様とする。

一 日本の裁判所が当該調停事件の事項に係る訴訟又は家事審判について管轄権を有するとき

二 相手方の住所が日本国内にあるとき（注2）

三 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることに合意したとき〔ただし、申立人の住所が日本国内にあるときに限る（注3）。〕

- ② 裁判所は、離婚及び離縁の訴えを除く人事に関する訴えを提起することができる事項についての調停事件については、日本の裁判所が当該事項に係る訴訟について管轄権を有するときは、管轄権を有するものとする。

（注1）外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）①二又は三によって日本の裁判所に管轄権が認められる場合につき、調停に代わる審判（家事事件手続法第284条以下）をすることができるものとするか否かは、引き続き検討する。

（注3）ただし書のような付加的要件を要求すべきか否か、要求するとした場合、申立人の住所地に限定せずに、日本と何らかの関連性のある場合であれば足りるとするか否かについて、引き続き検討する。

11 人事訴訟を本案とする保全命令事件の国際裁判管轄

人事訴訟を本案とする保全命令事件（注1）の申立ては、日本の裁判所に本案の訴えを提起することができるとき、又は仮に差し押さえるべき物若しくは係争物（注2）が日本国内にあるときに限り、することができるものとする。

（注1）「人事訴訟を本案とする保全命令事件」とは、人事訴訟法第30条第1項に規定する「人事訴訟を本案とする保全命令事件」、すなわち、人事訴訟を本案とする民事保全事件（民事保全法第1条、第2条1項、人事訴訟法第2条参照）をいい、本案である人事訴訟には、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

（注2）「係争物」とは、民事保全法第11条に規定する「係争物」をいう。

12 家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件の国際裁判管轄

家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件（注）については、日本の裁判所に、本案の家事審判事件（家事審判事件に係る事項について家事調停事件の申立てがあった場合にあっては、その家事調停事件）が係属し

ているときに限り，することができるものとする。

(注)「家事審判事件を本案とする審判前の保全処分事件」とは，家事事件手続法に規定する審判前の保全処分事件をいい(家事事件手続法では，第106条第1項の規定に基づく仮差押え等の審判及び同条第2項の規定に基づく高等裁判所の審判に代わる裁判を総称して「審判前の保全処分」ということとされる(第106条第1項参照。))，本案である家事審判事件には，外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

第3 外国裁判の承認・執行

1 外国裁判の承認

- ① 外国裁判所の人事訴訟事件(注)における確定判決について民事訴訟法第118条の適用による規律を維持するものとする。

(注)「人事訴訟事件」とは，外国法において人事訴訟事件に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

- ② 外国裁判所の家事事件(注)における確定した終局裁判は，次に掲げる要件のすべて(ただし，申立人以外の当事者が存在しない事件については，二を除く。)を具備する場合に限り，その効力を有するものとする。
- 一 法令又は条約により外国裁判所の裁判権が認められること
 - 二 申立人以外の当事者が，申立書(写しを含む。)の送付若しくは送達(公示送達その他これに類する送達を除く。)を受けたこと，申立てがあったことの通知を受けたこと又はこれらを受けなかったが手続行為をしたこと
 - 三 裁判の内容及び家事事件の手続が日本における公の秩序又は善良の風俗に反しないこと
 - 四 相互の保証があること

(注)「家事事件」とは，外国法において家事事件に相当するものと解されるものを含む趣旨である。

2 外国裁判の執行

外国裁判所の人事訴訟事件（注1）における確定判決及び家事事件（注1）における確定した終局裁判の日本における執行については、執行判決によるものとし、執行判決に関する規律については、基本的に民事執行法第24条と同様の規律を前提としつつ、執行判決を求める訴えの管轄を家庭裁判所の専属管轄とするものとする。（注2）（注3）

（注1）「人事訴訟事件」及び「家事事件」とは、外国法において、それぞれ人事訴訟事件及び家事事件に相当すると解されるものを含む趣旨である。

（注2）「家庭裁判所の専属管轄とする」ものとした場合に、執行判決を求める訴えが地方裁判所に提起された場合における、地方裁判所から家庭裁判所への事件の移送等については、引き続き検討する。

（注3）試案とは異なり、現状と同じく、民事執行法第24条の適用又は類推適用による規律、すなわち、執行判決を求める訴えを地方裁判所の専属管轄とする現状の規律を維持することも考えられ、この点について、引き続き検討する。

第4 その他所要の措置

以 上